

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

29 貿情セ調（経提）第2号

平成29年11月10日

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| [氏名] | 一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 中野 雅之 |
| 連絡担当者 | 調査研究部 上席主任研究員 千葉 晴夫 |
| [住所] | 東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階 |
| [電話番号] | 03-3593-1146 |
| [FAX番号] | 03-3593-1138 |
| [電子メールアドレス] | |

1. 輸出令別表第1の1の項関連

1) 輸出令別表第1の1の項(3) 運用通達解釈「火薬類」

【意見内容】

火薬類取締法で規制除外されている品目は輸出令別表第1の1の項(3)で規制されない旨の確認—運用通達の「火薬類」の除外規定ロ、ハ、ニの撤廃

【理由】

運用通達の解釈「火薬類」では「火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品（輸出令別表第1の1の項(1)及び(2)に該当するものを除く。）を含む。」とあり、この規定は、パブリックコメントの改正案でもそのまま残ります。

今まで、自動車用エアバッグについては火薬でも爆薬でもなく、また、火薬類取締法第2条第1項第三号への括弧書きによる除外規定より、火薬類取締法施行規則第1条の4、第五号より火薬類取締法上の「火工品」でもないため、輸出令別表第1の1の項(3)についても非該当と判断されています。（本件は、CISTEC Journal No.159(2015.9)の輸出管理「Q&A」でも同様の説明がされています。

今般の改正案では、運用通達の1の項解釈「火薬類」に、新たな除外規定「ロ 自動車用エアバッグガス発生器であって、民生用自動車に用いるもの、ハ 自動車用シートベルト引っ張り固定器であって、民生用自動車に用いるもの、ニ 火薬類取締法施行規則（括弧略）第1条の4第七号に規定する経済産業大臣が指定するもの（括弧略）であって、次に掲げるもの（一）自動車に用いる

火工品、自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いるL字型ガス発生器及び自動車用エアバッグ
圧力容器封板開放装置に用いるガス発生器であって、民生用自動車に用いるもの（二）宇宙産業用
又は航空機工業用のワイヤカッタであって、民生用のもの」が明記されていますが、火薬類取締法
施行規則第1条の4 第七号に関する告示（火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告
示）では、輸出令別表第1の1の項の運用通達の解釈の除外規定より30品目、より多くの品目が
規制除外されています。

つまり、民生用自動車に用いるものを主体に除外規定が増えたことで、一見規制緩和であるよう
ですが、ロ、ハ、ニの除外規定は火薬類取締法施行規則第1条の4よりも範囲が限定されており、
実態は規制強化であると解釈できます。

この解釈の変更の意図が不明ですが、「産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品を含む。」
を削り、除外規定の位置を変更するにしても）現行の解釈規定のままでも、追加されたロ、ハ、ニ
は規制除外されていると解釈できると考えますので、あえて改正は必要ないと思われま

2. 輸出令別表第1の3の2の項関連

1) 貨物等省令第2条の2第2項第一号

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案)

- 一 物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 物理的封じ込めのレベルがP 三又はP 四の装置
 - ロ 物理的封じ込めのレベルがP 三又はP 四である施設に設置するよう設計された装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(修正案)

- 一 物理的封じ込め施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 物理的封じ込めのレベルがP 3又はP 4の施設
 - ロ イの物理的封じ込め施設に設置するよう設計された装置等であって、次のいずれかに該当するもの

【理由】

- a) AG LISTの「a. Complete containment facilities」は、バイオハザード実験室・クリーンルームそのものです。即ち、施設(facility)そのもので、装置では、ありません。従って、イは装置を施設に修正が必要です。装置という用語は、広い範囲で用いられますが、実験室・クリーンルームを

示すには、不適当な用語です。案の装置では、輸出者が、正しい理解をすることは不可能です。他法令、「感染症法；感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（厚労省）の第十一章第四節 第五十六条の二十四（施設の基準）に、〇〇（一～四）種病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置、構造及び設備基準に関する規定があります。ここで、装置ではなく、施設の利用が採用されています。本法律の下位に、「感染症法；感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第十一章 第三十一の二条（用語の定義）という平成十年厚生省令第九十九号がありますが、第十一章 第三十一の二条（用語の定義）において、〇〇病原体等取扱施設と規定しています。

- b) 案の口は、AG LIST の「b. Equipment designed for fixed installation in containment facilities specified in a.」に対応する部分で、「イの物理的封じ込め施設」と修正すべき。そうしないと、AG List の意味が、正しく伝わりません。
- c) 案では、「P 三又はP 四」と漢数字が用いられている。P3、P4 というのは、我が国のみならず国際的に使用されている記号であり、漢数字でなく、アラビア数字を使用すべきと考えられます。ちなみに、カルタヘナ法に関連する「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省・環境省令第一号）」では、P3、P4 とアラビア数字が使用されています。
- d) 他にも、放射性物質を示すために、2 3 5U、2 3 8U というように、漢数字でなく、アラビア数字を用いた例があります。
- e) 装置を装置等としたのは、3 項目の内、気密扉は、装置ではなく、構造物であるからです。

2) 輸出令別表第1 3の2の項(2) 1

【意見内容】

上記1)の通り省令を修正すると、輸出令別表第1の3の2の項(2) 1の下線部を、次の通り修正する必要がある。

(現行法令)

- 1 物理的封じ込めに用いられる装置

(修正案)

- 1 物理的封じ込めに用いられる施設又はその関連する装置

【理由】

対応する AG LIST は、「Containment facilities and related equipment as follows:」であり、現行の「装置」では、正しい規制内容を表していません。

3) 輸出令別表第1 3の2の項(2) 6

【意見内容】

次のように修正する。

(現行法令)

6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置

(修正案)

6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置又は物理的封じ込めに用いられる装置

【理由】

貨物等省令第2条の2第2項第六号が、現行の防護のための装置のみから、口の物理的封じ込め装置(チャンバー、アイソレータ、安全キャビネット)も追加になっています。この省令改正にともない、輸出令別表第1の3の2の項(2)6も次の通り修正する必要があります。対応する AG LIST は、「Protective and containment equipment as follows:」です。

4) 運用通達解釈「P三又はP四」

【意見内容】

上記1)の省令の修正にともない、運用通達の解釈も修正が必要となる。。

(原案)

「P三又はP四」「別名BL三若しくはBL四又はL三若しくはL四ともいう。」

(修正案)

「P3又はP4」「別名BL3若しくはBL4又はL3若しくはL4ともいう。」

【理由】

上記1)に示す通り。

3. 輸出令別表第1の4の項

1) 運用通達解釈 4の項関連の見直し

【意見内容】

次のように修正する。

(現行規定)

【貨物等省令第3条第十一号イ中の・・・(中略)・・・トウプレイスメント装置】

注：フィラメントバンドとは、・・・(中略)・・・繊維状のものをいう。(固定するための熱融着パウダーでコーティングしたものを含む。)

【貨物等省令第3条第十一号ロ中のテープレイング装置】

注：フィラメントバンドとは、・・・(中略)・・・繊維状のものをいう。(固定するための熱融着パウダーでコーティングしたものを含む。)

(修正案)

【貨物等省令第3条第十一号イ中の・・・(中略)・・・トウプレイスメント装置】

注：フィラメントバンドとは、・・・(中略)・・・繊維状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。

【貨物等省令第3条第十一号ロ中のテープレイング装置】

注：フィラメントバンドとは、・・・(中略)・・・繊維状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。

【理由】

1. 今回、5の項の解釈について、ワッセナーアレンジメント（以下、WAといいます。）の規制見直し（1.B.1.のテクニカルノート2）を反映した以下の改正案をお示しいただいております。

(1) 改正案：

【貨物等省令第4条第四号ロ中のテープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの】

次のイ及びロに・・・(中略)・・・織布状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。

【貨物等省令第4条第四号ト中のトウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの】

次のイ及びロに・・・(中略)・・・織布状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。

(2) 下線部の WA 原文: Fully or partially resin-impregnated 'filament bands' include those coated with dry powder that tacks upon heating.

2. 本改正案は、「『ドライパウダーでコーティングされた（プリプレグではない）繊維状のものを扱う装置が規制対象であること。』を明確化した WA の規制趣旨が、わかりやすく示されているもの。」と理解しており、該非判定上の間違いが生じにくい表現になっていると考えております。改正案に、異存はありません。
3. 当該対象貨物は MTCR でも規制されており、今回の改正対象箇所に係る規制の文言は、WA と同一です（MTCR 6. B. 1 ノート）。
4. 「4の項の現行解釈」と「5の項の改正案」を比較したとき、後者の方が規制の趣旨をより明確に反映していると考えます。また、該非判定をする場合には両項番を確認することになりますので、規制文言上の整合がとられている（同じ規制内容は同じ文言になっている）ことが望ましいものと思料いたします。従いまして、（今回の意見募集対象の改正案には含まれておりませんが、）「4の項の現行解釈」を「5の項の改正案」に合わせる形（括弧もはずす。）で見直すことが、より適切であると考えます。

4. 輸出令別表第1の6の項関連

1) 貨物等省令第5条第一号イ

【意見内容】

次のように修正する。

（原案）

玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であって、日本工業規格 B1514-1 号 （~~転がり軸受—軸受の公差—第1部：ラジアル軸受~~） で定める精度が四級以上のもののうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

↓

（修正案）

玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であって、日本工業規格 B1514-1 号で定める精度が四級以上のもののうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

【理由】

上記省令第5条第一号イ中で参照している「日本工業規格 B1514-1 号（~~転がり軸受—軸受の公差—第1部：ラジアル軸受~~）」は、最新（2014年版）の ISO492 に合わせるべく 2017年9月20日付けで改正され、規格名称も同 ISO492 に合わせて「~~転がり軸受—製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値—第1部：ラジアル軸受~~」と変わっています。

規格の内容は規格番号のみで明確に規定されており規格名称を敢えて記載する必要がない事、および規格名称は今後も変更される可能性もあることから、規格の本質に関係のない名称変更が省令の文言に影響をあたえることを防ぐ意味で、規格名称を削除するのが望ましいと考えます。

5. 輸出令別表第1の7の項関連、外為令別表7の項関連

1) 貨物等省令第6条第一号

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリット集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

(修正案) 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路及びそれらの機能が決定されたウエハー（回路形成工程を完了したもの及び工程途中のものを含む。）を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

【理由】

(1) 「ハイブリッド集積回路」への修正

誤植だと思われます。

(2) 集積回路の括弧書きへの「及びそれらの機能が決定されたウエハー」以降の追加

「モノリシック集積回路」で始まる集積回路の説明は、現行の運用通達解釈から改正原案の省令に移りましたが、「ウエハー」に関しては、改正原案の解釈で触れられているだけです。解釈の「含む。」規定と「除く。」規定を貨物等省令に反映させるとするならば、修正案のとおり、ウエハーも省令に反映させることが必要であると考えます。

なお、この修正案が採用されるならば、運用通達の改正原案の「集積回路」は不要になるものと思います。

2) 貨物等省令第6条第一号ロ

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、（以下省略）

(修正案) ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、（以下省略）

【理由】

改正原案では、現行省令から「マイクロコントローラ」が削られています。対応する WA の 3. A. 1. a. 2. のテキストでは、“Microprocessor microcircuits”, “microcomputer microcircuits”, microcontroller microcircuits, storage integrated circuits manufactured from a compound semiconductor, となっており、規制対象から除外されたわけではありません。また、現行の貨物等省令第 19 条第 3 項第三号では、「マイクロコントローラのコア」に係る技術が規制されている（今回の省令改正案での変更なし）にも関わらず、WA や省令の規制対象から「マイクロコントローラ」が除外されたと誤認される可能性があります。

あるいは、「マイクロコントローラ」は「マイクロコンピュータ」の範疇に含まれるとの意図で削られたのでしょうか。

3) 運用通達解釈「貨物等省令第 6 条第一号ハからチまで、ル及びワの集積回路」

【意見内容】

次のように修正する。

(原案) 対応なし

現行の運用通達解釈：

「貨物等省令第 6 条第一号ハからチまで、ル及びワの集積回路」

輸出令別表第 1 の 1 の項から 1 5 の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するよう特別に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第 1 の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第 1 の 1 の項から 1 5 の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第 6 条第一号ハからチまで、ル又はワに基づいて判定するものとする。

(修正案) 「貨物等省令第 6 条第一号ハからチまで、ルからワの集積回路」

(前略)

輸出令別表第 1 の 1 の項から 1 5 の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第 6 条第一号ハからチまで、ルからワに基づいて判定するものとする。

【理由】

WA2016 において、「3. A. SYSTEMS, EQUIPMENT AND COMPONENTS」の Note 1 および Note 2 文中の 3. A. 1. a. 13 (省令第 6 条第一号ワに対応) から 3. A. 1. a. 14 (省令第 6 条第一号ワに対応) へ改正されています。対して、本改正原案においては、対応する解釈の改正はなく、新設された「ワ」の織り込みがなされていないため、改正の必要があります。

4) 輸出令別表第1の7の項(8)

【意見内容】

輸出令別表第1の7の項(8)の重複排除規定を削除する。

(原案)

(8) エンコーダ又はその部分品 (4の項の中欄に掲げるものを除く。)

(修正案)

(8) エンコーダ又はその部分品

【理由】

輸出令別表第1の4項(23)は「エンコーダ」という用語は用いられておらず、対応する貨物等省令第3条第二十四号のアナログデジタル変換器は集積回路や電気入力型に限定されており、7の項(8)貨物等省令第6条第八号の回転入力型アブソリュートエンコーダは機械入力型のアナログデジタル変換器の一種ですので、(4項の中欄に掲げるものを除く)という重複排除規定は不要と考えます。

なお、CISTEC 電子デバイス分科会からも、規制対象の明確化の一環で削除要望が提出されています(平成23年12月28日付け)。

5) 運用通達解釈「デュアルモード」

【意見内容】

次のように修正する

(原案)

真空電子デバイスのビーム電流がグリッドを使用することで意図的に連続モードとパルスモードとの間での切り換えることが可能なものであって、最大パルス出力が連続波出力よりも大きいものをいう。

(修正案)

真空電子デバイスのビーム電流がグリッドを使用することで意図的に連続モードとパルスモードとの間で切り換えることが可能なものであって、最大パルス出力が連続波出力よりも大きいものをいう。

【理由】

二つのモードの切り換えが可能なものを意味するためです。

6) 運用通達解釈「折り返し導波管形又は蛇行導波管回路形」

【意見内容】

運用通達解釈に「折り返し導波管形又は蛇行導波管回路形」を追加する

「折り返し導波管形又は蛇行導波管回路形」の解釈

空洞共振器結合回路 (coupled-cavity circuit) ともいわれ、誘導的、静電容量的に結合された銅または銅メッキされた空洞共振器をいう。

【理由】

貨物等省令第6条第二号イ(一)4に「折り返し導波管形のもの又は蛇行導波管回路形のものであって」が追加されました。

現行解釈には「ヘリックス型」について規定がありますが、同格である上記二つについては、解釈がなく、規定する必要があります。

7) 運用通達解釈「熱電子陰極」

【意見内容】

運用通達解釈に「熱電子陰極」を追加する。

「熱電子陰極」の解釈

個体を加熱することで電子を放出させる陰極をいう。

【理由】

貨物等省令第6条第二号ロにおいて「電子管に使用するよう設計した含浸形陰極であって」が「真空電子デバイスに使用するよう設計した熱電子陰極であって」に変更されていますが、原案で追加された「熱電子陰極」の解釈が必要です。

8) 運用通達解釈「マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器」

【意見内容】

「マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器」を「モノリシックマイクロ波集積回路を用いた増幅器」に修正する。

(現行法令)

運用通達の解釈「マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器」

(修正案)

運用通達の解釈「モノリシックマイクロ波集積回路を用いた増幅器」

【理由】

貨物等省令第6条第二号ハの「モノリシックマイクロ波集積回路を用いた増幅器）に合わせる必要があります。

なお、後記14)のコメントと合わせて検討いただきたい。

9) 運用通達解釈「マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュール」

【意見内容】

次のように修正する。

(現行法令)

「マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュール」

(変更案)

「マイクロ波用固体増幅器又はこれを含む組立品若しくはモジュール」

【理由】

貨物等省令第6条第二号ホの「マイクロ波用固体増幅器又はこれを含む組立品若しくはモジュール」に合わせる必要があります。

10) 運用通達解釈「送受信用モノリシックマイクロ波集積回路」および「送信用モノリシックマイクロ波集積回路」

【意見内容】

次のように修正する

(原案)

運用通達の解釈「送受信用モノリシックマイクロ波集積回路」

運用通達の解釈「送信用モノリシックマイクロ波集積回路」

(変更案)

運用通達の解釈「貨物等省令第6条第二号カ中の送受信用モノリシックマイクロ波集積回路」

運用通達の解釈「貨物等省令第6条第二号カ中の送信用モノリシックマイクロ波集積回路」

【理由】

原案の「貨物等省令第6条第二号カ中の送受信モジュール」「貨物等省令第6条第二号カ中の送信モジュール」「貨物等省令第6条第二号カ中の送受信モジュール又は送信モジュール」と記述を統一する必要があると思います。

1 1) 運用通達解釈「貨物等省令第6条第二号カ中の送受信モジュール又は送信モジュール」

【意見内容】

下線部を修正する

(原案)

貨物等省令第6条第二号カの規定は、放熱板の有無にかかわらず、送受信モジュール又は送信モジュールを規制する。また、貨物等省令第6条第二号(三)における平面のいずれかの辺の長さには送受信モジュール又は送信モジュールの放熱板として機能する部分を含まない。

(修正案)

貨物等省令第6条第二号カの規定は、放熱板の有無にかかわらず、送受信モジュール又は送信モジュールを規制する。また、貨物等省令第6条第二号カ(三)における平面のいずれかの辺の長さには送受信モジュール又は送信モジュールの放熱板として機能する部分を含まない。

【理由】

記載漏れと思われます。

1 2) 外為令別表7の項(5)

【意見内容】

次のように修正する。

(現行法令)

電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの

(変更案)

真空電子デバイス又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの

【理由】

原案の貨物等省令第19条第5項第五号が「・・・真空電子デバイスの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）」改正になっています。

1 3) 貨物等省令第6条第十八号

【意見内容】

下線部を変更する。

(原案)

十八 次のいずれかに該当するものの多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板（二に該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）の多層膜からなるものであって、当該化合物のP型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。）

(変更案)

十八 次のいずれかに該当するものの多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板（二に該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）のP型エピタキシャル層を1層以上有する基板であって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。）

【理由】

第十八号のかっこ書きは、解釈に規定されていたものが貨物等省令に移動しています。WAでは、材料名が追加されただけであることから、移動に際しても材料名の追加のみとして頂きたい。

元々の規制除外理由は、主に照明用途のLEDを除く為だったのに対して、「P型エピタキシャル層を1層以上を有する」を除くと「i-GaAs/i-AlGaAs/i-GaAs/i-GaAs」基板のようなもの（高周波用途もの）まで除かれてしまうように読めます。

原案は、これが除かれるのか除かれないかが非常に不明瞭な条文となっているため、誤判定をするリスクが高いと考えます。W.A.原文に近い訳文（パブコメ前の分）に戻して頂きたい。

14) 貨物等省令第6条第二号ハおよびホ

【意見内容】

原案の下線部を修正する

(原案)

ハ モノリシックマイクロ波集積回路を用いた増幅器であって、次のいずれかに該当するもの（カに該当する集積化された移相器を有するモノリシックマイクロ波集積回路を用いた増幅器を除く。）

ホ マイクロ波用固体増幅器（ハに該当するモノリシックマイクロ波集積回路を用いた増幅器を除く。）・・・

(修正案)

ハ モノリシックマイクロ波集積回路増幅器であって、次のいずれかに該当するもの（移相器を有するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。）

ホ マイクロ波用固体増幅器（モノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。）・・・

【理由】

「モノリシックマイクロ波集積回路を用いた増幅器」という記述は、モノリシックマイクロ波集積回路を組み込んだ増幅器が規制対象と誤解される可能性があります。

WA 3.A.1.b.2ではMMIC amplifiersと記述されており、これは多種のMMICの中で、増幅機能をもったMMICを規制対象としていることより、要望案の「モノリシックマイクロ波集積回路増幅器」という記述が妥当であると考えます。

また、ハによってモノリシックマイクロ波集積回路増幅器が規制されているので、ホの除外規定については、「モノリシックマイクロ波集積回路増幅器」が妥当であると考えます。

加えて、移相器を有するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器については、WAにおいてMMIC増幅器としてではなく、原案第6条2号(カ)における送信用モノリシックマイクロ波集積回路、送受信モノリシックマイクロ波集積回路として規制されており、(ハ)の規制から除外することが妥当と思われます。

3. A. 1. b. 2. "Monolithic Microwave Integrated Circuit" ("MMIC") amplifiers that are any of the following:

N.B. For "MMIC" amplifiers that have an integrated phase shifter see 3.A.1.b.12.

6. 輸出令別表第1の9の項関連、外為令別表の9の項関連

1) 貨物等省令第8条第九号イ(四)2

【意見内容】

原案の貨物等省令8条第九号イ(四)2に除外を追加する。

(原案)

～又は第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラムによって実現～

(要望案)

～又は第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム(貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第九号に該当する取引で提供されるものを除く。)によって実現～

【理由】

WAの5.A.2.a.4.bでは「暗号機能が、Category 5-Part2で規制される組み込みソフトによって、実現されている場合に規制する」との記述である。General Software Notesのentry 2で規定される公知のプログラムはCategory 5-Part2では規制されないので、この公知のプログラムを組み込むことによって実現されているものは規制されません。

昨今、暗号機能を有するOpen Source Software（公知で非規制）だけを組み込んで、暗号機能を実現するものが非常に多くなっており、これらがワッセナーリストに従って、リスト規制上非該当である旨を、法令において明示して頂くことを要望します。

2) 貨物等省令第8条第九号イ（十）

【意見内容】

原案の下線部を修正する。

（原案）

暗号標準のみ用いたもの

（修正案）

暗号標準のみを用いたもの

【理由】

貨物等省令8条九号イ（九）、（十二）、（十三）に合わせて、表現を揃えるのが適切であります。

3) 貨物等省令第8条第九号イ（十二）

【意見内容】

原案の下線部を変更する。

（原案）

操作、管理若しくは保守に関する機能

（修正案）

操作、管理若しくは保守に関する作業

【理由】

貨物等省令第21条第1項第九号に合わせて、表現を揃えた方がよいと考えます。WAリストのtaskの訳は「作業」の方が適切であるし、解釈の説明とも整合します。

4) 貨物等省令第8条第九号へ(二) 1

【意見内容】

原案の下線部を修正する。

(原案)

「情報システムのセキュリティ管理」

(修正案)

「情報システムのセキュリティ管理機能」

【理由】

貨物等省令第8条第九号イ(一)などその他の箇所では、information securityは「情報システムのセキュリティ管理機能」と、今回用語を統一して頂き、運用通達に解釈も追加頂きました。貨物等省令第8条第九号へ(二) 1も同様に統一頂くのが適切であります。

5) 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号

【意見内容】

原案の下線部を修正するとともに、現行法令の役務通達の9の項の解釈「貨物等省令第二十一号第一項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム」のタイトルを変更する。

貨物等省令第21条第1項第七号

(原案)

第八条第九号から第十二号まで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

(修正案)

次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

イ 第八条第九号又は本項第九号イのいずれかに該当するもの

ロ 第八条第十号又は本項第九号ロのいずれかに該当するもの

ハ 第八条第十一号又は本項第九号ハのいずれかに該当するもの

貨物等省令第21条第1項第八号の二

(原案)

第八条第九号から第十二号まで又は次号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

(修正案)

次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

イ 第八条第九号又は次号イのいずれかに該当するもの

ロ 第八条第十号又は次号ロのいずれかに該当するもの

ハ 第八条第十一号又は次号ハのいずれかに該当するもの

貨物等省令第21条第1項第九号

(原案)

プログラムであって、第8条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）

(修正案)

プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの

イ 第8条第九号イ若しくはハからホまでのいずれかに該当するもの（公開又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）

ロ 第八条第十号に該当するもの

ハ 第八条第十一号に該当するもの

役務通達の解釈の9の項

(現行法令)

「貨物等省令第二十一号第一項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム」

(修正案)

「貨物等省令第二十一号第一項第七号イ、第八号の二イ、第九号イ、又は第十七号の規定中のプログラム」

【理由】

原案はWAリストと、以下の点で齟齬があります。

1. 5.D.2.a, 5.D.2.cのうちNote3(市販暗号プログラム)の除外が適用できるのは、

5. D. 2. a. 1, 5. D. 2. c. 1 だけに変更された。
2. 5. D. 2. a は、5. B. 2 の設計・製造・使用のプログラムを規制していない。
 3. OAM の除外が適用できるのは、5. D. 2. c. 1 だけに変更された。
- また、貨物等省令第 8 条では、「公開又は商業用の暗号標準」という用語に統一されているので、貨物等省令第 2 1 条も表現を揃えるのが適切です。

6) 運用通達解釈 「非対称アルゴリズム」

【意見内容】

原案の運用通達の 9 の項の解釈「非対称アルゴリズム」を削除し、「これと同等の非対称アルゴリズム」の解釈を追加する。

(原案)

「非対称アルゴリズム」

暗号化と復号化に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいい、アルゴリズムの安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくものをいう。

- (一) 512 ビットを超える整数の素因数分解 (RSA 方式を含む。)
- (二) 有限体上の乗法群における 512 ビットを超える離散対数の計算 (有限体上の Diffie-Hellman 方式を含む。)
- (三) (二) に規定するもの以外の群における 112 ビットを超える離散対数の計算 (楕円曲線上の Diffie-Hellman 方式を含む。)

(修正案)

「これと同等の非対称アルゴリズム」あるいは「貨物等省令第 8 条第九号イ中のこれと同等の非対称アルゴリズム」

アルゴリズムの安全性が次のいずれかの有する困難性に基づく非対称アルゴリズム (暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。) をいう。

- (一) 512 ビットを超える整数の素因数分解 (RSA 方式を含む。)
- (二) 有限体上の乗法群における 512 ビットを超える離散対数の計算 (有限体上の Diffie-Hellman 方式を含む。)
- (三) (二) に規定するもの以外の群における 112 ビットを超える離散対数の計算 (楕円曲線上の Diffie-Hellman 方式を含む。)

【理由】

原案では、既存の「非対称アルゴリズム」の解釈に、従来の非対称アルゴリズムの説明に加えて、規制すべきアルゴリズム種別を新規に記載しています。しかし、原案の貨物等省令第 8 条第九号イの柱書きでは、「非対称アルゴリズム」にさらに「これと同等の」の条件が付加されており、規制すべきアルゴリズム種別の規定は、「これと同等の」を解説していると考えられます。従っ

て、「非対称アルゴリズム」の解釈を削除し、「これと同等の非対称アルゴリズム」の解釈を新設し、従来の非対称アルゴリズムの説明と、規制すべきアルゴリズム種別の両方を説明するのがよいと考えます。

なお。「復号化」は「復号」が適正な用語であり、修正が必要です。（「対称アルゴリズム」の解釈にも「復号化」とありますので、一緒に修正をお願いします。）例えば、運用通達の9の項の解釈の「データの機密性確保のための暗号機能」のへでは「復号」という言葉が使われていますが、同解釈の「対称アルゴリズム」や「非対称アルゴリズム」では「復号化」という言葉が使われており、貨物等省令第10条第五号イで「復号化アルゴリズム」との単語が使われています。同じ意味で違う言葉が存在するよりも、適正な用語の「復号」で統一されるべきです。

【参考】

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が実施している国家試験である情報処理技術者試験の情報セキュリティマネジメント試験、情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験では、「復号化」ではなく「復号」で統一されている。

https://www.jitec.ipa.go.jp/1_04hanni_sukiru/_index_hanni_skill.html

- ・その他、以下の公的機関が公開している用語集でも「復号」としている。

①内閣サイバーセキュリティセンター >> 情報セキュリティハンドブック >> PDF版 >> 用語集・情報セキュリティ関連サイト一覧・索引

<http://www.nisc.go.jp/security-site/files/handbook-glossary.pdf>

②IPA >> 情報セキュリティ >> サポート情報 >> PKI用語集（PKI技術解説の付録）

<https://www.ipa.go.jp/security/pki/111.html>

7) 運用通達解釈 「データの機密性確保のための暗号機能」

【意見内容】

原案の下線部を変更する。

原案

～情報の変換を行う処理をいう（秘匿パラメータを用いた情報の変換に限る。）。固定式

要望案

～情報の変換（秘匿パラメータを用いた情報の変換に限る。）を行う処理をいい、固定式～

【理由】

「データの機密性確保のための暗号機能」の解釈の中の「暗号処理」の直後の括弧書きは、「情

報システムのセキュリティ管理機能」の解釈の中の「暗号処理」の直後の括弧書きと全く同じにするのが適切です。

8) 貨物等省令第8条第九号イ(五)

【意見内容】

原案の運用通達の9の項の解釈で(削る)となっている「スマートカード」の「あらゆる形状のものを含む」という解釈の文言を8条九号イ(五)に括弧書きで残す。

(原案)

8条九号イ(五)

暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

(要望案)

8条九号イ(五)

暗号機能を有するスマートカード(あらゆる形状のものを含む。)若しくはそのリーダライタであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

【理由】

現在の運用通達にある「スマートカード」の「あらゆる形状のものを含む。」の解釈は、日本独自のものですが、当局がしかるべき場で確認をして頂いた内容と理解しています。そのため、この一文は運用通達から削られても貨物等省令第8条第九号イ(五)に括弧書きで残して頂きたい、要望します。

9) 運用通達解釈 「貨物等省令第八条第九号チ及びリ(二)3中の操作、管理又は保守」

【意見内容】

原案の下線部を変更する

(原案)

「貨物等省令第八条第九号チ及びリ(二)3中の操作、管理又は保守」

(要望案)

「貨物等省令第八条第九号イ(十二)及び(十三)2三中の操作、管理又は保守」

(原案)

ニ若しくはホのいずれか作業又はそれらに関連する鍵管理機能は含まない

(要望案)

ニ若しくはホのいずれかに該当する作業又はそれらに関連する鍵管理機能は含まない

【理由】

法令の参照先の適正化と、法令の一般的な文体に合わせる必要があります。

1 0) 運用通達解釈 「量子暗号」

【意見内容】

現行法令の「量子暗号」の解釈の位置を「貨物等省令第八条第九号イ（十二）及び（十三） 2 三中の操作、管理又は保守」の直後にずらす。

【理由】

貨物等省令で参照される順にするのが適切です。

1 1) 役務通達解釈

「貨物等省令第二十一条第一項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術（プログラムを除く。）」

【意見内容】

現行法令の下線部を変更する。

(現行法令)

「情報セキュリティ」

(修正案)

「情報システムのセキュリティ管理機能」

【理由】

貨物の規定では、information security は「情報システムのセキュリティ管理機能」と、今回用語を統一して頂き、運用通達に解釈も追加頂いた。役務の規定においても用語を統一して頂くのが適切です。

1 2) 役務通達解釈

「貨物等省令第二十一条第一項第七号、第八号の二及び第九号の規定中のプログラム」

【意見内容】

現行法令の役務通達の 9 の項の解釈「貨物等省令第二十一条第一項第七号、第八号の二及び第九号の規定中のプログラム」を削除する。

【理由】

WAリストから Note4（副次的暗号プログラムの除外）が削除されているので、日本法令においても削除するのが適切です。

1 3）役務通達解釈

「貨物等省令第二十一号第一項第七号、第八号の二、第九号、又は第十七号の規定中のプログラム」

【意見内容】

現行法令の下線部を修正する。

(現行法令)

省令第八条第九号タ（一）に該当する貨物のために設計したプログラムであって、同号タに該当する部分品の実行形式のもの

(修正案)

省令第八条第九号ハ（一）に該当する貨物のために設計したプログラムであって、同号ハに該当する部分品の実行形式のもの

(現行法令)

（一）情報システムのセキュリティ管理が当該プログラムの主たる機能でないもの

(修正案)

（一）情報システムのセキュリティ管理機能が当該プログラムの主たる機能でないもの

(現行法令)

（二）省令第八条第九号タ（一）に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず

(修正案)

（二）省令第八条第九号ハ（一）に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず

【理由】

貨物等省令第8条の項番ずれへの対応が必要です。また貨物の規定では、information security は、「情報システムのセキュリティ管理機能」と、今回用語を統一して頂き、運用通達に解釈も追加頂いた。役務の規定においても用語を統一して頂くのが適切です。

1 4) 役務通達解釈

「貨物等省令第二十一号第一項第九号又は第十号中の操作、管理又は保守」

【意見内容】

現行法令の下線部を修正するとともに、解釈の内容については「貨物等省令第八条第九号イ(十二)及び(十三) 2 三中の操作、管理又は保守」と同じにする。

(現行法令)

「貨物等省令第二十一号第一項第九号又は第十号中の操作、管理又は保守」

(要望案)

「貨物等省令第二十一号第一項第九号イ中の操作、管理又は保守」

解釈の要望案

次のイからハまでのいずれか一つ以上に該当する作業をいい、ニ若しくはホのいずれかに該当する作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。

イ 次のいずれかの確立又は管理

- (一) 使用者又は管理者のアカウント又は権限
- (二) ある貨物又はあるプログラムの設定
- (三) (一) 又は (二) を支援するための認証データ

ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状況又は性能の監視又は管理

ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理

ニ イ (一) 又は (二) を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上

ホ ある機能又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの

【理由】

貨物等省令第 2 1 条第 1 項第十号が削除されたことへの対応が必要です。また、WAリスト” Operations, Administration or Maintenance” (“OAM”) の定義は、貨物・技術共通なので、運用通達と役務通達の解釈は全く同じにするのが適切です。

1 5) 運用通達と役務通達の解釈 「暗号機能有効化の手段」

【意見内容】

運用通達と役務通達の両方に 9 の項として、「暗号機能有効化の手段」の解釈があるが、

- ・「ソフトウェア」と「プログラム」の用語 (2 か所)
- ・「又は」と「若しくは」の使い方 (3 か所)

で、差がある。全く同じにして頂きたい。

【理由】

WAリストの” Cryptographic Activation” の定義は、貨物・技術共通なので、運用通達と役務通達の解釈は全く同じにするのが適切です。

1 6) 役務通達解釈 「デジタル伝送方式を用いたもの」

【意見内容】

現行法令の役務通達の9の項の解釈「デジタル伝送方式を用いたもの」を削除する。

【理由】

貨物等省令第21条第2項第三号の二の削除に伴う対応が必要です。

1 7) 技術の規制の整理

【意見内容】

今回のパブリックコメントにより、規制の構成、内容が国際レジームに近づいた。この機会に、9項技術の規制を、通信と情報セキュリティで整理して頂きたい。

例えば、以下のような構成にしてはどうかと考える。

- ・ 貨物等省令第21条1項： 通信の該当貨物の技術の規制
- ・ 貨物等省令第21条2項： 通信の技術で経済産業省が定めるものの規制
(現貨物等省令第21条3項 (MMIC) 4項 (超電導) は2項に移動)
- ・ 貨物等省令第21条3項： 情報セキュリティの該当貨物の技術の規制
- ・ 貨物等省令第21条4項： 情報セキュリティの技術で経済産業省が定めるものの規制

【理由】

現状の情報セキュリティの技術の規制では、該当貨物の技術だけが規制されると誤解されるおそれがあることと、WAではカテゴリー5パート1 (通信) とカテゴリー5パート2 (情報セキュリティ) と技術の規制でも明確に分かれているため、それに合わせた方が良く考えます。

1 8) 貨物等省令第21条第2項

【意見内容】

情報セキュリティ関連の技術の規制が、現在、外為令別表9の項(1)の配下の貨物等省令第21条第1項にしかないが、外為令別表9の項(2)の配下の貨物等省令第21条2項にも追加頂きたい。

【理由】

今回、WAの category 5 - Part 2 の構造の大きな見直しに伴い、WAに合わせる形で、パブリックコメント募集案を出して頂き、非常に対応が分かり易く、感謝しています。

従来より、サーバーやパソコン上で動作するようなアプリケーションプログラム単体が暗号機能を持っている場合、それに対応する貨物が存在しないにもかかわらず、外為令別表の9の項（1）で判定しています。

昨今、幅広い分野の人々が暗号を有するプログラムの該非判定をする機会が増え、対応する該当貨物が存在しないことを理由に、外為令別表の9の項（1）の判定を見落とすことがないように、多くの会社で社内指導等を強化している所です。今回の大きな改正を機に、外為令別表9の項（2）配下の貨物等省令第21条2項に、貨物と関係ないようなアプリケーションプログラムも規制対象である旨を明に記載して頂きたい、要望します。

19) 貨物等省令8条九号イ（一）～（四）

【意見内容】

現省令第8条第九号レ「副次的暗号装置」の条文が原案では削除されておりますが、現行法令の8条九号イの主文「デジタル方式の暗号処理技術を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外の暗号機能を有するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの」には該当するが、その後の括弧書きの8条九号レの副次的暗号装置により、現在非該当となっている貨物につきましては、新法令においても非該当との理解でよろしいでしょうか？

また、8条九号イ（一）～（四）で規制されない副次的暗号貨物の有する機能と同等の機能を有する副次的暗号プログラムは、貨物等省令21条1項九号で規制されないという認識で間違いはないでしょうか。

加えて、現在経済産業省のホームページで公開されている「副次的暗号装置」のQ&A（11. コンピュータ、エレクトロニクス、通信（別表第1の7項、8項、9項、10項等）のQ&A9、<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda08.html>）にある別紙1（副次的暗号装置を適用可能な例）と別紙2（適用不可の例）は、原案においても引き継がれ、別紙1掲載品目は規制されない、別紙2掲載品目は規制されるということによろしいでしょうか。

【理由】

副次的暗号装置の条文が無くなったことにより、副次的暗号装置を適用できる品目が新法令で規制されるのか、規制除外されるのかを明確にする必要があるかと考えます。

また、別紙1と別紙2の区分の基準について、原案での判断を明確にする必要があるかと考えます。

20) 貨物等省令第8条第九号イ（四）2

【意見内容】

原案の下線部を修正するよう要望する。

(原案)

当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラムによって実現されているもの

(要望案)

当該貨物の有する暗号機能が、当該貨物に組み込まれた貨物（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は当該貨物に組み込まれたプログラム(第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するものに限る。)によって実現されているもの

【理由】

WAの条文では、incorporated equipment or “software” と記述されていることもあり、要望案の「貨物」又は「プログラム」と明示するのが妥当かと思われます。

5.A.2.a.4.b. It is performed by incorporated equipment or “software” that would, as a standalone item, be specified by Category 5 - Part 2.

WA 条文の Incorporated は equipment にも software にも係り (incorporated equipment 又は incorporated software) との理解し、上述の要望案としていますが、もし、incorporated が equipment だけに係り (incorporated equipment 又は software) との理解が正しいようであれば、以下の要望案にして頂きたい、お願いします。

(要望案2)

当該貨物の有する暗号機能が、当該貨物に組み込まれた貨物（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又はプログラム(第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するものに限る。)によって実現されているもの

2 1) 貨物等省令第 8 条第十一号

【意見内容】

貨物等省令第 8 条第十一号と対応する輸出令別表第 1 の 9 の項の () 番号は、どれになるのかを確認したい。

【理由】

輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) と貨物等省令第 8 条第九号、同じく 9 の項 (8) と貨物等省令第 8 条第十号 (ロ)、9 の項 (10) と貨物等省令第 8 条第十号 (イ) に対応するのは明白であるが、貨物等省令第 8 条第十一号は、9 の項の () 番号が判然としない。原案の貨物等省令第 8 条第九号の柱書きの除外規定に「第十一号」が規定されているので、輸出令別表第 1 の 9 の

項（７）と対応することも考えられますが、確認をしたいと思います。

7. 輸出令別表第1の14の項関連

1) 貨物等省令第13条第2項第一号カ

【意見内容】

次のように修正する。

(原案)

- 一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（イからワにあっては、共結晶したものを含む。）

カ 次のいずれかに該当するものの粉末（粒子の最大径が二五〇マイクロメートル未満のものに限る。）又はその成型品

- (一) 略

(修正案) 貨物等省令第13条第2項第三号として規定

- 一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）

三 反応性物質であって、次のいずれかに該当するものの粉末（粒子の最大径が二五〇マイクロメートル未満のものに限る。高エネルギーのボールミル粉砕加工により製造されたものを含む。）
又はこれらの粉末からなる成型品（レーザー焼結により製造されたものを含む。）

【理由】

本件は、WAのML8のhを基に追加されたものと思われます。

h. 'Reactive material' powders and shapes, as follows:

1. Powders of any of the following materials, with a particle size less than 250 µm in any direction and not specified elsewhere by ML8:

- a. Aluminium;
- b. Niobium;
- c. Boron;
- d. Zirconium;
- e. Magnesium;
- f. Titanium;
- g. Tantalum;

h. Tungsten;

i. Molybdenum; or

j. Hafnium;

2. Shapes, not specified by ML3, ML4, ML12 or ML16, fabricated from powders specified by ML8.h.1.

① ここには 'Reactive material' と明確に規定されており、これを「反応性物質」と省令上に規定すべきです。また現行の一号には「（共結晶したものを含む。）」とありますが、この反応性物質にはそのような解釈はなく、第一号とは区別すべきであると考えます。パブコメ原案の「解釈」が「貨物等省令第13条第二項第三号中の反応材料」となっておりますが、「反応材料」を「反応性物質」と修正することを前提にこの案を支持します。

② 「その成型品」は、より明確化を図るべく「これらの粉末からなる成型品」とするよう要望します。

③ WAのML8のhには、以下の **Technical Notes** があります。

Technical Notes

1. 'Reactive materials' are designed to produce an exothermic reaction only at high shear rates and for use as liners or casings in warheads.

2. 'Reactive material' powders are produced by, for example, a high energy ball milling process.

3. 'Reactive material' shapes are produced by, for example, selective laser sintering.

このうち、1は運用通達の14の項解釈「貨物等省令第13条第2項第三号中の反応材料」（原案のまま）として規定されていますが、2と3も（「含む。」規定として）貨物等省令に規定すべきであると考えます。

④ なお、貨物等省令第3条第七号ホ、への重複を避けるために輸出令別表第1の14の項（2）に「（4の項の中欄に掲げるものを除く。）」は必要ないでしょうか。